## 御代田町地域福祉センタープレイルーム内運動機器等利用サービス契約書

(以下「利用者」という。)と社会福祉法人御代田町社会福祉協議会(以下 御代田町社協という。)は、利用者が御代田町社協の管理による御代田町地域福祉センタ ー内プレイルームにおける運動機等利用サービス(以下「本サービス」という。)」の提供を 受け、それに対する利用料を支払うことについて、次のとおり契約する。

## (契約の目的)

第1条 御代田町社協は、利用者が地域でいきいきと日常生活を送ることに必要な筋力等 の維持向上を図るために、契約に基づき本サービスを提供する。

(サービスの内容)

- 第2条 この契約において利用できる本サービスは、次に掲げるものとする。
  - (1) 御代田町社協が管理する運動機器、器具等の利用
  - (2) 運動機器、器具の取り扱いに関する説明
  - (3) その他御代田町社協会長が認めるサービス

(利用日及び時間)

第3条 本サービスにおいて、利用可能な曜日を毎週金曜日とする。ただし、地域福祉セ ンターの休館日(年末年始)を除き、下記の利用時間を設ける。

ア、1部 15時30分~16時30分

イ、2部 17時00分~18時00分

(利用申込)

第4条 本サービス申込については予約制とし、御代田町社協ホームページ内の申込み 及び電話にて申込みとする

(利用料)

第5条 利用者は、御代田町社協に対し運動機器等の利用料として、下記の対象区分に より、事務所(福祉係、総務係)に現金にて支払うものとする。

ア、大人

300円

イ、子ども(小学生以下) 100円

(損害賠償)

- 第6条 本サービスの利用に際して発生した紛失、盗難、障害その他事故については、 利用者の自己責任とし、本サービスは一切の責任を負わないものとする。
  - 2 利用者が、自己の責に帰すべき原因により受けた損害については、御代田町社協は 一切損害賠償の責を負わないものとする。
  - 3 利用者は、自己の責に帰すべき原因により、御代田町社協または第三者に損害を与え た場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければならない。
  - 4 利用者は同伴した利用者の責に帰すべき原因により発生した損害について、その同伴 した利用者と連帯して賠償責任を負うものとする。
  - 5 親権者の同意を得た未成年の利用者は、当該利用者の責に帰すべき原因による損害 に対して親権者が連帯して賠償責任を果たすものとする。
  - 6 本サービスの利用に際して発生した怪我、病気、事故等については、利用者の自己 責任とし、御代田町社協は一切責任を負わないものとする。

(責任事項)

第7条 本サービスは、利用者が運動機器等の操作によって生じた傷害について、その利用者が御代田町社協の指示に従っていたと認められる場合に限り、御代田町社協が加入している傷害保険の範囲内において、その責を負う事とする。

(契約期間)

第8条 この契約の期間は、本契約書を作成した日から1年間契約とし、この期間満了前30日までに、利用者、御代田町社協双方から何らの意思表示がないときは、この契約は更に1年間契約を更新するものとし、当該期間が満了したときも、また同様とする。

(その他の事項)

第9条 この契約に定めのない事項については、利用者、御代田町社協双方が協議をして 定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、利用者、御代田町社協両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(御代田町社協)

(利用者) 住 所 御代田町大字

氏 名

住 所 御代田町大字御代田 1772-1

氏 名 社会福祉法人御代田町社会福祉協議会

会長 中山 悟 印

ΕŊ